

1990年代における中東紛争の構造変容とパレスチナ問題の将来

森 戸 幸 次

1. はじめに
2. 90年代中東紛争の構造変容と和平環境の形成
3. 和平プロセスの変遷—内実の変化
4. 和平プロセスの現在位置—ワイ・リバー合意
5. パレスチナ問題の展望
6. おわりに

〈時事的な問題を分析する人は、もっと広い意義を持つ一般法則に関連付けて分析すべきであり、同じように理論家の方も、歴史上の外交状況に関連付けて概念を規定し分類を行うべきである——K・J・ホルステイ¹⁾〉

〈一部のアラブ諸国は、ネタニヤフが選ばれたことは、彼が支配者の地位に上りつめたあと自分の過激主義（誇張主義、領土拡張主義）を捨てて、現実主義者に変身するメッセージである、と考えたように思われる。だが、このように考えた国々は、クリントン大統領がネタニヤフ首相とともに開いた共同記者会見での発言をしっかりと理解したとは到底思われない。すなわち、「私は、あなたが自らの計画に基づいてイスラエルの有権者に提示した行動プランを携えた指導者であると理解しています。そして、和平プロセスを推進するためには、当事者たちは新しい状況に適応することが求められていることを、私は承知しています」と。

しかしながら、20世紀の終わりから21世紀の初めにかけた今日のアラブ政治は、こうした新しい状況にいかに適応するかは知つてはいても、新しい状況がいかなるものなのかを本当に学んでいないのは、何と不幸なことであろうか。——モハメド・H・ハイカル²⁾〉

1) K・J・ホルステイ、宮里政玄訳『国際政治の理論』勁草書房、1972年、P 4～5

1. はじめに

わずか半世紀のアラブ・イスラエル紛争史を溯ってみると、各年代末に歴史を画する重要な出来事が勃発し、その後の国際環境を形成し、時代の流れを大きく規定していった歴史の展開に唖然とさせられる。1948年のイスラエル建国に端を発した49年までの第1次中東戦争、中東紛争の分水嶺となった67年の第3次中東戦争、79年のエジプト・イスラエル平和条約、そして87年のインテファーダ。いずれも中東紛争史の重要な転換点として現在の局面を今なお呪縛している。91年にマドリードから始まった現行の和平プロセスも、80年代末の世界大変動と90～91年の湾岸戦争を受けて形成された国際環境の中から生まれ、アラブ・イスラエル紛争の構造変化からもたらされたといえる。90年代末を迎えて、こうした年代末史観に立てば、90年代を通じて現行和平プロセスを動かしてきた国際環境も変化し、既存の和平の枠組みも崩れ始めると予測される。これに代わって21世紀の向こう10年を展望した新しい和平の枠組み作りが求められている。

本論文では、90年代末を迎えた現在、これまで中東和平プロセスを動かしてきた90年代における国際的な和平環境の変遷過程をたど

2) Mohamed · H · heikal, Al-Mufāwadāt-al-sirriā baina al-arab wa Israel, Al-kitāb al-thāli th, Dār al Shūruq, 1996, P 465

りながら、和平プロセスの内実がどう変化し、20世紀の地域紛争の中で最も根が深く解決が至難とされるパレスチナ問題がこれからどんな解決の道筋をたどるのか、を考察する。³⁾

2. 90年代中東紛争の

構造変容と和平環境の形成

90年代の中東和平環境がどのように生まれ、形成され、今日に至ったのかを考えるために、まずは、アラブ・イスラエル紛争の力の構造が90年代においてどのように変容したのか、簡単に整理してみよう。国際レベルでは、91年末にソ連が正式に崩壊して中東政治の舞台から消滅、この結果、アラブ・イスラエル紛争における力の方程式からアラブの一大軍事・政治同盟国だったソ連が離脱、逆にイスラエルの同盟国・米国の比重が高まり、紛争の戦略バランスはイスラエル優勢に傾いた。つまり、ソ連が中東紛争から退場したことによって、中東域内でヘゲモニーを確立した米国が、自國の中東政策を遂行できる全く新しい国際環境が生まれたといえる。

また、中東域内レベルでは、90年～91年の湾岸危機・戦争でアラブ世界が大分裂、イスラエルとの紛争でアラブ側がますます力を低下させ、アラブ側としては、こうしたソ連消滅・湾岸戦争後の全く新しい国際環境の中で対イスラエル紛争の解決を模索せざるを得ない状況に追い込まれた。そして、91年10月、米国が提唱したマドリードの国際和平会議にシリア、パレスチナ人を含むすべてのアラブ諸国が参加、米国が用意した紛争解決の政治的枠組みの中で中東和平を探求するプロセスがスタートした。

もっとも、こうしたアラブ・イスラエル紛争の構造変容そのものは、90年代というよりも、実は70年代に生まれ、80年代に徐々に形

成されていった歴史的過程といえる。この歴史を簡単に概観すると、1977年、エジプトのサダト大統領は自国の議会で、「私は平和のためならば、地球の果てまで、クネセト（イスラエル議会）にさえ赴く用意がある」と宣言、これを受けてイスラエル・リクード政権のベギン首相はエルサレムにサダト大統領を招き、米国の仲介でキャンプデービッド合意に調印（78年）、シナイ半島全面返還（82年）と引き換えにアラブ最大の軍事・政治大国と初めて平和条約を締結（79年）した。これによって、エジプトがイスラエルとの紛争でアラブ戦線から離脱、中東紛争の力の構造が大きく崩れたため、エジプトの抜けたアラブにとっては、イスラエルが占領するエルサレムを含むアラブ領土を回復する軍事・政治戦略の根本的な転換を迫られた。軍事戦略面では、軍事大国・エジプトが抜けたため、アラブ側が武力解決を求める軍事オプションの可能性が消え去った。また、政治戦略面でも、平和解決を求める政治オプションを発動する場合、イスラエルから占領地返還を引きだす最大の政治的武器と考えられた「ユダヤ人国家の生存権承認」は、エジプトの単独取引によってその有効性を半減させた。80年代を通してイスラエルは、レバノンに侵攻し（82年）、仇敵・PLOをベイルートから放逐、武力でパレスチナ解放を目指すパレスチナゲリラの時代にピリオドを打った。アラブ世界は、80年に勃発したイラン・イラク戦争（～88年）でシリアが非アラブのイランを支持したためにますます亀裂を深め、やがて90～91年の湾岸危機・戦争がアラブの分裂、力の低下に決定的な役割を果たした。

要するに、このような中東紛争の構造変容は、アラブ側に軍事オプションから政治オプションへシフトする対イスラエル戦略の大転換をもたらし、90年代の東西冷戦終焉・ソ連消滅、湾岸戦争の結果を受けて中東和平環境が形成されるに至った、といえるだろう。

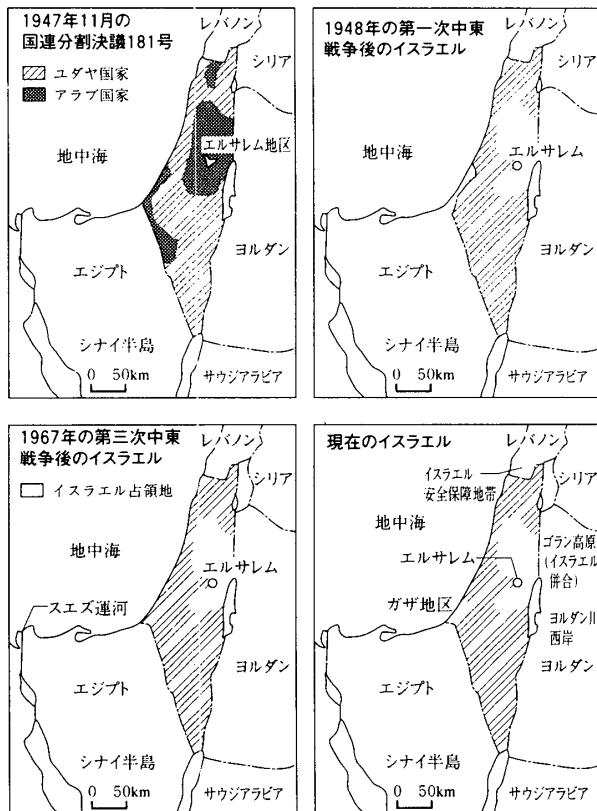
3) 本稿は1998年度第14回日本中東学会年次大会での研究発表の際に配付したペーパーを基に作成・執筆したもので、このテーマ研究は静岡産業大学経営研究所の97年度個人研究助成の交付を得た。記して心より謝意を表したい。

3. 和平プロセスの変遷—内実の変化

このように、アラブ・イスラエル紛争の構造変容を受けて生まれた中東和平環境は、先に見たように、91年10月にマドリード和平プロセスとして動き出した。このマドリードの和平プロセスは、ワシントンを皮切りに十数ラウンドを重ねたものの、遅々として進捗せず、完全に行き詰った。この原因は、言うまでもなく、和平プロセスの基礎になった「領土と平和の交換」という和平原則が履行されなかつたためであり、アラブ側は「ゴラン高原などアラブ領土返還を請け負った米国の約束違反」（アサド大統領）と反発、和平原則の形骸化が進むにつれて和平環境も悪化の一途をたどった。こうした中で、湾岸戦争後にアラブ世界で孤立し、湾岸諸国からの援助を打ち切られたPLOは財政破綻をきたし、組織存亡の危機に追い込まれていった。こうしたPLOを取り巻く厳しい環境から抜け出すため、93年9月、アラファト議長はエジプトに次いで第2のアラブとして宿敵・イスラエルとの電撃的な単独和平イニシアチブに踏み切り、イスラエル生存権承認と引き換えに5年間の暫定自治を和平取引するオスロ合意を受け入れた。これを機にマドリード以降の和平の流れは一気に息を吹き返し、94年からガザ地区を皮切りに自治導入が始まり、アラファト議長もパレスチナ帰還を実現、このパレスチナ和平に連動する形でヨルダン・イスラエル和平も同年10月、達成された。

これによって、パレスチナ和平を牽引車に仕立てた中東和平の列車は平和的な紛争解決の終着駅へ向けて動きだしたが、この和平列車がうまく終点にまでたどり着くためには、列車を走らせるレール=「和平原則」が途中で機能しなくなったり、列車の行き先=「和平目的」をめぐって対立が生じないことが不可欠だ。そこで、具体的なアジェンダとして、「パレスチナ自治（94年5月～99年5月）→イスラエル軍段階的撤退（94年5月～98年8月）→最終地位の帰属交渉（96年5月～99年5月）」を設定し、イスラエル軍の段階的な

〈パレスチナの変遷〉



森戸幸次著『パレスチナ戦記』(平凡社刊)より抜粋

撤退が進むにつれてパレスチナ自治統治から最終帰属交渉へ移行するメカニズムが導入された。

ところが、こうして設定された和平環境も時間の経過とともに崩れ出し、和平プロセスの内実が変わり始めた。90年代後半に入ると、96年5月にイスラエル側の和平パートナーが交代、最終地位の帰属交渉も始まり、これまで自治期間中は取り組みが先送りされていた「エルサレム」「入植地」「安全保障」「パレスチナ国家形態」などの難問が現実の交渉日程に上るにつれて、21世紀へ向けたパレスチナの最終的な選択への対応をめぐってイスラエル、パレスチナ双方の社会で内部分裂が広がった。

まず、イスラエル社会では、96年5月の首相公選をめぐって国論が分裂、PLOとの和平合意を推進する労働党のペレス首相が、これに反対してきたリードのネタニヤフ党首に僅差で敗れた。これは、イスラエル社会が21

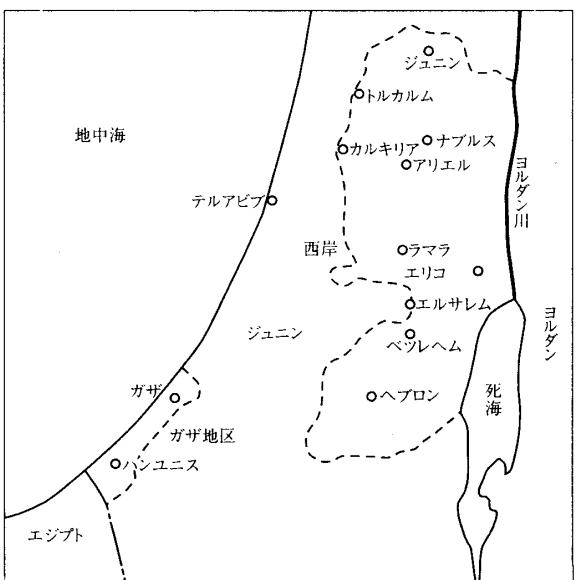
世紀へ向けたユダヤ国家の最終的な選択・進路をめぐるナショナルコンセンサスの形成には、なお時間を要することを示したといえるが、この和平パートナーの交代によって、和平プロセスの内実が「和平原則」と「和平目的」の両面から根本的に変化してしまった。これまで動いていた和平列車が突然失速し、列車を走らせていたレールも別のものに取り替えられかねない状況を迎えた。

これまでイスラエル社会では、国策レベルで見ると、1) パレスチナ主権国家の拒否、2) 東西エルサレムの返還拒否、3) 1967年戦争以前への現状回復拒否、4) PLOとの交渉拒否—という「4つのノー政策」が歴代政権に継承され、ナショナルコンセンサスを形成してきた。ところが、ラビン=パレス前労働党政権になって(4)が放棄され、(1)についても、和平と引き換えに西岸・ガザの一部を返還し、この地域をイスラエル領土から切り離す「パレスチナ=イスラエル分離解決」という新しい和平方式・構想を編み出し、自治後のパレスチナ地域はユダヤ人国家の隣りに「国家には至らないパレスチナ人の実体(Entity)を造る」(故ラビン首相の国会答弁)方向が追求され始めた。

だが、地中海東岸からヨルダン川西岸までの領域をイスラエル固有の領土と主張するリクード・ネタニヤフ政権の登場は、こうした労働党の新和平構想を真っ向から否定し、現行和平プロセスを機能停止に追い込んで形骸化させ、中東和平そのものを、マドリード以前へと逆行(Reversible)させることになる。

一方、西岸・ガザの現地パレスチナ社会でも、アラファト議長が導入した「暫定自治→イスラエル軍段階撤退→東エルサレムを首都とするパレスチナ国家建設」という和平メカニズムの歯車が空転し始めた。ネタニヤフ政権になって最終地位の帰属交渉が一度も開かれず、逆に「エルサレム」「入植地」で既成事実造りが急ピッチで進んだ。97年7月に発表された国連事務総長報告は、イスラエル側が和平環境を破壊するような既成事実造り

を開始した背景について「東エルサレムをイスラエルの首都に組み込む計画の一環で、同市を西岸から分離する最終的なステップと考えられる」と指摘した。また、「イスラエル軍の撤退」も、97年1月にヘブロンからの撤退が実現したものの、西岸全体の都市部3パーセントにすぎず、98年8月までに3段階で実施される計画だった西岸からの追加撤退は凍結された。96年9月にネタニヤフ政権が東エルサレムのイスラム聖地「岩のドーム」に沿って走る観光用地下トンネルの開通を強行すると、パレスチナ人が猛反発、イスラエル軍にパレスチナ警察も巻き込んで死者80人を超えるパレスチナ騒乱に発展した。97年3月、ネタニヤフ政権が今度は東エルサレムのハルホマ地区にユダヤ人入植者の住宅6500戸の建設着工に踏み切ると、パレスチナ人やアラブ人だけでなく、世界中のイスラム教徒が猛反発、3日後の3月21日にはパレスチナのイスラム原理主義組織「ハマス」がテルアビブで自爆テロを敢行、イスラエル人ら約50人が死傷した。そして7月28日に米特使の調停で和平交渉を実務レベルで再開する合意が発表されると、2日後の30日、「ハマス」は西エルサレムで2件連続の自爆テロを敢行、150人以上が死傷した。東エルサレムの入植地建設を中止しないまま和平交渉が再開される動きを粉碎するのが狙いと思われる。また、9月



4日には、オルブライト米国務長官の初の調停外交歴訪に照準を合わせた「ハマス」による3件連続の自爆テロが西エルサレムの目抜き通りで発生、170人以上が死傷する大惨事となった。

このように、現行の和平プロセスはこれまで、「和平プロセスの内実変化」(96年6月のネタニヤフ政権登場)→「和平環境の破壊」(97年3月の東エルサレム入植地建設強行)→「和平交渉の中止」(パレスチナ側の抗議)、という展開をたどりながら、1) 現状維持のまま凍結されるのか、それとも、2)「和平原則」の存立基盤を失って崩壊するのか、あるいは、3) 米国の介入によってどのように進展していくのか、一という3つの選択肢を前に重大な岐路にさしかかっており、今後の和平の流れは、パレスチナ自治統治終了を99年5月に控えて米国も含めた和平パートナーが今後どのような歴史的決断に踏み出していくのか、に焦点が移った。

4. 和平プロセスの現在位置

—ワイ・リバー合意

最大の焦点になっている西岸からのイスラエル軍追加撤退は「大イスラエル主義」に依拠する現リクード政権の本質に深く根差し、自らの存立基盤を揺るがしかねない深刻な問題を孕んでいる。

元々、西岸撤退問題は、95年の自治拡大協定および97年のヘブロン合意では97年3月以降98年8月までに3段階で実施されるスケジュールになっており、これまでに西岸地域は、イスラエル支配地域71パーセント、パレスチナ支配地域3パーセント、共同支配地域26パーセントに区分けされている。イスラエル政府は97年3月の閣議で、第1段階としてイスラエル支配地域9パーセントからの撤退を決定したが、3段階で西岸全体の90撤退を要求するパレスチナ側が反発、この閣議決定の実施は棚上げとなっていた。その後、ネタニヤフ首相は11月になって、西岸から3段階に分けて半年ごとに実施するとの拡大自治協定を

修正し、撤兵を1度だけに限定したい意向を表明。同月30日の閣議では、パレスチナ自治政府によるテロ抑止を条件に西岸の一部を自治政府に返還するとの首相案が承認された。これが実施されれば、97年1月のヘブロン撤兵以来10ヶ月ぶりの和平プロセス進展と大いに期待されたが、撤退の範囲と期限が未定だったため、イスラエルとパレスチナ間で米国を仲介にした激しい駆け引きが繰り広げられた。オルブライト長官は12月、パリでネタニヤフ首相と2度にわたり会談、「質量ともに信頼に足る」撤退の年内実施を要請した。一方、6日にはジュネーブでアラファト議長と会談、イスラエルの追加撤退を保証するため、西岸の治安を改善する対策を講じよう求めた。こうした調停外交を受けて実現したワシントン会談で、米国はパレスチナ側のテロ対策協議に応じてイスラエル側が西岸から段階的に撤退する「並行・段階撤退案」の提示に漕ぎ着けた。撤退実施をテロ対策強化と結び付けたいネタニヤフ首相の意向を踏まえた形だが、同首相は「9.5パーセントを越えることはできない」として、12~13パーセントの撤退を求めるクリントン大統領の要請を拒否。一方のアラファト議長も「イスラエルとの合意に沿って、これまでに返還された西岸の27パーセントとガザ地区に加えて、さらに西岸の60パーセントを受け取りたい」と要求した。結局、米国は両首脳の説得に失敗し、西岸撤退問題の結論を先送りにすることになり、和平プロセスの突破口は開けなかった。

一方、西岸撤退問題を機にイスラエル政府内で不協和音が軋み始めた。ネタニヤフ首相のライバルと目されるレビ外相が1月4日、福祉予算や自治交渉の進め方への不満から辞表を提出、外相が率いる中道・右派政党「ゲシエル」(5議席)が連立を離脱した。これでネタニヤフ政権は過半数ぎりぎりの61議席と政権存続が危ぶまれる状況となり、イスラエル政局は大きく流動化し始めた。1月12日、労働党提出の政府不信任案は賛成54、反対54の同数となり、政府打倒に必要な過半数の61

第2次西岸13%追加撤退スケジュール

	第1段階 (第1週～第5週)	第2段階 (第6週～第11週)	第3段階 (第12週)	最終支配 の土地
A地区=3% (パレスチナ完全統治)	B地区から7.1%		B地区から7.1% C地区から1%	18.2%
B地区=24% (共同統治)	C地区から2% (この12%のうち3%は「自然保護区」で住居建設は不許可)	C地区から5%	C地区から5%	21.8%
C地区=73% (イスラエル完全統治)				60%

(注) この表は、米国の13%撤退原案と今回のワイ・リバー合意を基に筆者が作成。

議席には届かなかったが、連立政権内部でも撤退反対の国家宗教党（9議席）や賛成派のシャス（10議席），さらには大幅撤退を主張するモルデハイ国防相などの存在もあり，ネタニヤフ政権は2000年までの任期半ばで政権基盤を揺るがせかねない事態に見舞われるとの見方も出ている。各種世論調査では，レビ外相の辞任直後にはネタニヤフ首相の支持率23パーセントに対しバラク労働党党首が46パーセントと大きくリード，ワシントン会談後では逆に両者の人気はほぼ拮抗する結果になっている。

そもそも，ネタニヤフ政権が和平プロセスを貫く「土地と平和の交換」という和平原則を拒んで，西岸の土地と東エルサレムの主権確保に執拗に固執し続けるのは，イスラエル建国の根本理念であるシオニズムの歴史に深く根差していると考えられる。

パレスチナの最終地位交渉で取り上げられる「土地」「入植地」「境界線」などに対するイスラエル側の基本的な考え方は，ヘルツル以来百年におよぶシオニズム運動の歴史の中で芽生え，生成・発展してきたが，大きく分けて二つの流れを受け継いでいる。一つの源流は，ユダヤ人が神から与えられた「約束の地」＝「エレツ・イスラエル」（イスラエルの土地）の中で地元のアラブ人とうまく調和して共存する考え方で，もう一つは，ユダヤ人が「エレツ・イスラエル」全域を完全に支配するという考え方だ。前者は，労働党の初代首相ベンギリオンに代表され，「エレツ・イスラエル」の中に地元のアラブ人による「Entity」の存在を認めて，2つの民族が平和

共存するという構想として育まれた。1947年のパレスチナ分割決議で誕生したユダヤ人国家はパレスチナ全体の52パーセントを割り当てられたが，48～49年の第1次中東戦争を経て77パーセントに領域を拡大，さらに67年の第3次中東戦争で西岸・ガザ地区を占領，パレスチナ全域を支配下に置いた。ベンギリオンの構想はその後，同じ労働党のラビン首相に受け継がれ，「ユダヤ人がユダヤ国家の中で生きしていくことを可能にするために，パレスチナ人をユダヤ人から分離し，ユダヤ人国家の隣りに〈国家には至らないパレスチナ人のEntity〉を創設する」⁴⁾という，パレスチナ人とユダヤ人を分離する西岸＝イスラエル分離構想へと受け継がれた。一方，後者は，ウラジミル・ジャボチンスキイに代表され，地中海からヨルダン川西岸までをイスラエル領と主張する「大イスラエル主義」として，リクードのベギン，シャミール元首相，シャロン国家基盤相らが提唱する，イスラエル主権下でのパレスチナ限定自治構想の中核になっている。

こうした「パレスチナ人＝イスラエル分離主義」の労働党と「大イスラエル主義＝自治」のリクードの構想はイスラエルのナショナルコンセンサスとしてどう集約，収斂していくのだろうか。

98年10月15日から9日間に及んだマラソン交渉で生み出されたワイ・リバー合意は，23日にホワイトハウスでネタニヤフ・アラ法アト・クリントン3首脳が調印，イスラエル政

4) ラビン首相，96年10月6日の国会答弁

府とパレスチナ自治政府の承認を経て発効するが、この合意がどう履行されるかに焦点が移ってきた。合意文書の詳細は明らかにされていないため、今回の合意の基になった米国との「第2次西岸13%撤退案」などを参考に今後の具体的な和平スケジュールを描いてみよう（図表参照）。パレスチナ自治政府のテロ対策強化と引き換えに西岸13%を自治政府に権限移譲するというのが合意内容の骨子だが、イスラエル側が「ワイ・リバー合意は『土地と安全の交換』を盛り込んだもの」（アリエル・シャロン外相）というように、「安全」と「撤退」を結び付けた12週間にわたる3段階の綿密な和平スケジュールが組まれている。

〈第1段階〉合意発効後の第1週から第5週までの期間にイスラエルは、同国が支配するC地区から2%撤退し、これをイスラエルとパレスチナが共同支配するB地区へ引き渡す。同時にイスラエルはB地区から7.1%撤退し、これをパレスチナ自治のA地区へ引き渡す。イスラエルとパレスチナは、96年5月以来休眠状態にある最終地位交渉を即時再開し、5年間の自治統治が期限切れを迎える99年5月4日までに合意するという相互の目標達成を目指す。また、パレスチナ側は、PLO中央委員会で修正手続きを済ませたあと、速やかにパレスチナ民族評議会（PNC）や自治評議会の代議員を招集、クリントン大統領の臨席のもとでイスラエルを敵視する条項を改めて破棄する。パレスチナ側はイスラエルに対するテロ行為、犯罪、敵対行動防止のために必要な措置の実行に着手し、テロ取り締まりの「作業計画」に基づいて米中央情報局（CIA）がパレスチナ人容疑者の捜査や措置、銃取り締まり、「ハマス」取り締まり活動の監視に当たる。

〈第2段階〉第6週から第11週までの期間にイスラエルはC地区から5%だけB地区へ撤収する。パレスチナ側は、武器の所有に関する法律を承認し、非合法に所有されている武器類を集めることの組織的な押収計画を遂

行、同時にオスロ合意に基づいてパレスチナ警官の名簿リストをイスラエル側に提出する。また、イスラエル・パレスチナ・米国3者による治安委員会では武器の密輸への対策を構じる。

〈第3段階〉第12週目の最終期間にイスラエルはC地区から5%引き揚げてB地区へ撤収する。また、C地区から1%引き揚げて、これをA地区へ引き渡す。さらに、B地区から7.1%撤収して、これをA地区へ引き渡す。

以上のような和平スケジュールが順調に推移すれば、パレスチナ側はA地区の18.2%とB地区の21.8%（このうち3%は住居建設を認めない「自然保護区」に指定）を合わせて西岸全体で計40%（2280平方キロ）を獲得する。この土地は、ガザ地区（263平方キロ）とともに、自治統治終了後に想定される「パレスチナ国家」の領土になる。地中海東岸からヨルダン川までを版図とするパレスチナ全域は26300平方キロだが、このうちパレスチナ側は9.6%に当たる2543平方キロを手に入れ、残りの90.4%はイスラエル側の領土になる、というのがワイ・リバー合意の核心だろう。

イスラエル国家の基になった1947年の国連パレスチナ分割決議ではユダヤ国家52%，アラブ国家48%が割り当てられ、67年戦争後にイスラエル占領下に入った西岸・ガザ回復を目指して展開されたパレスチナ解放運動では、パレスチナ全域の22.6%に相当する西岸・ガザを領土とする「ミニ・パレスチナ国家」の樹立がアラファト議長ら主流派の夢見た民族の悲願だったが、最終的には領土9%を版図とする「ミニ・ミニ国家」へとパレスチナ問題の最終解決が帰着する可能性が初めて浮上してきた。

5. パレスチナ問題の展望

このような「終着駅」へ向かって動き出した和平列車だが、ワイ・リバー合意に調印したアラファト議長はガザに戻った後、「今回の合意は聖地エルサレムを首都とするパレス

チナ独立国家を樹立する第1歩であり、聖地で礼拝できる日は近い」⁵⁾と高らかに宣言した。これに対し、オスロ合意に基づく自治統治に反対するハマスは「今回の合意はイスラエルの占領を支える土台となり、イスラエルはパレスチナの土地を自分の手中に置きながら、戦いをパレスチナの土地に移し、パレスチナ人同志を戦わせて満足している。パレスチナの地に入植地・者が存在する限り、パレスチナ人には自分たちの望む抵抗を継続する権利がある」⁶⁾と反発、ガザ南部で入植者のスクールバスを狙った自爆テロを敢行して「英雄的な行為」と称賛、このハマスの挑戦に対し、アラファト議長はガザに住むヤシン師を自宅軟禁し、ハマス幹部や活動家らの過激派狩りを本格化、ワイ・リバー合意が植え付けた「パレスチナ内戦」の火種はアラファト議長の足元を脅かしねない情勢だ。

ここで、今回のワイ・リバー合意を受諾したパレスチナ側の決断の背景を考えてみると、もはやアラファト議長には米国の13%撤退案をのむ以外に選択肢が残されていなかつたといえる。あくまでもオスロ自治協定の規定にそって大幅な撤退要求を主張し、99年5月の自治終了を境に一方的なパレスチナ独立宣言に踏み切るというオプションもあるが、この場合、イスラエルが西岸を併合する事態も考えられ、和平プロセスが破局的な結末に終わる恐れがある。また、イスラエルが撤退を拒否したこと理由に自らが導入した「5年間の暫定自治→イスラエル軍撤退→パレスチナ国家建設」という和平アジェンダの行き詰まりを認めて辞任するというオプションもあり得るが、これは和平プロセスからの離脱を意味し、やはり破局的な結末に変わりはない。そこで、アラファト議長としては、米国の中間選挙を控えて、政権維持のために外交得点が必要なクリントン大統領の調停を通し

5) Al · hayat, Oct. 29, 1998, アラファト議長, 98年10月28日声明

6) Al · hayat, Oct. 30, 1998, ハマス指導者アフマド・ヤシン師の10月29日声明

て自分の面子を保ちつつ、最終的に米国案への妥協に動いたと考えられる。

今回のワイ・リバー合意でイスラエルが「土地と安全の交換」(シャロン外相)を受け入れた決断の背景には、ネタニヤフ首相の率いる右派リクードの自治統治後をにらんだ国家目標と戦略があるのは明白だ。ネタニヤフ首相は10月28日、二千人が参加したリクード中央委員会で演説し、「ワイ・リバー合意は成功だった。パレスチナ側は当初撤退幅90%を要求していたが、結局、13%にとどめることができた。しかも、このうちの3%は『自然保護区』でイスラエルが自由に治安を管理できる。今後の第3次追加撤退幅は1%（57平方キロ）を超えない。ユダヤ人入植地はイスラエル軍撤退後も孤立させるつもりはない。来るべき最終地位交渉では私とシャロン（外相）、モルデハイ（国防相）の3人が代表団を引き連れるという最も相応しい構成となった。(野党労働党首の)バラクでは米国の圧力に立ち向かえないだろう」と強調した。⁷⁾

約半年後に迫った自治統治後のパレスチナ情勢の先行きを懸念するイスラエルは、今回のワイ・リバー合意で最終的に手放す土地9%を確定、自国に有利な地歩を確保したうえで、次に最終地位交渉で「入植地」「エルサレム」「境界線」「最終統治形態」などの最終決着を図りたい構えであり、この最終交渉を取り仕切る「ルール」作りに成功した、といえるだろう。米国のマーチン・インデック国務次官補（中東担当=前イスラエル大使）によれば、米国としては、イスラエルとパレスチナが双方に関心がある問題に集中する必要があるとの認識から、11月初めに最終地位交渉をスタートさせるが、来年5月までに合意を達成するために残された時間が少ないので、再度今回のような形式の3者首脳によるマラソン交渉を計画している、という。⁸⁾

この最終交渉の列車を走らせる「レール」は、もはや「平和と土地の交換」ではなく、

7) Al · hayat, Oct. 29, 1998

8) Al · hayat, Oct. 28, 1998

「土地と安全の交換」から、「平和と既成事実造りの交換」へ取り替えられ、入植地継続やエルサレム併合などこれまで積み重ねてきた既成事実を取引材料にしながら、最終的には「イスラエルによる平和」のもとでパレスチナ問題の最終決着を図る「和平の枠組み」が確立されたといえるだろう。

6. おわりに

これまで見てきたように、1年半にわたって停止していたイスラエル・パレスチナ間の中東和平の列車はワシントン郊外のワイ・リバーを経由してようやく動き出した。ネタニヤフ・アラファト・クリントンの3首脳が引っ張るこの和平列車は、はたして、パレスチナ問題の最終決着を図る終着駅にまで無事にたどり着くことができるのだろうか。今回のワイ・リバー合意の履行が進捗すれば、再開される最終地位交渉でアラファト議長はパレスチナ全体の約9パーセント（イスラエルは残りの91パーセント）を受け取り、ここにパレスチナ問題の解決を凝縮した「ミニ・ミニ

国家」誕生への道筋が見えてくる。しかし、この和平列車を走らせるレールが目的地へ向かう途中で取り外され、脱線する可能性はなお否定できないだろう。99年5月の自治統治終了後をにらんだ今回のワイ・リバー合意を大きな転換点として、20世紀の地域紛争の中で最も根が深く解決が至難とされるパレスチナ百年紛争はどうやら歴史的な分水嶺を迎えたようだ。

ネタニヤフ政権にとって、この和平列車の終着駅は、せいぜい「パレスチナ自治」と「ヨルダン和平」までであり、「パレスチナ国家」や「ゴラン」までは走らない。ネタニヤフ政権としては、今後も「エルサレム」「入植地」で既成事実化を推進、これに反発するイスラム過激派の自爆テロを誘発しながら、治安を確保できないアラファト議長の立場弱体化を図り、最終的には、自治統治が終了する1999年5月を期限とした最終地位交渉で「イスラエルの平和」達成をもくろんでいる、というのが現実的なシナリオではないだろうか。

(了)